児童扶養手当現況届を未提出の方へ

児童扶養手当の受給資格者（前年度支給停止の方も含みます。）でまだ現況届を提出されていない方は、早急に提出していただきますようお願いします。

受付時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで　（土曜・日曜・祝日を除く。）
本庁・穂波支所のみ木曜日は午後７時まで

受付場所　本庁：こども家庭課　こども手当係
穂波・筑穂・庄内・頴田各支所：市民窓口課

本人届出です（身分証明書が必要です。）

■　該当者の皆さんが持参するもの

- 現況届「お知らせ」通知
- 手当証書（受給者のみ）
- 資格確認証(被保険者証)又は医療カード（お子様の分も必要です）
- ひとり親家庭等医療証（発行されている人のみ）
- 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど。できるだけ写真付の証明書）

■　受給区分などによって提出してもらうもの
（該当の方には「お知らせ」で通知しています。）

- **児童と別居しているとき**
  別居監護申立書（民生委員の証明が必要）
- **養育者で受給しているとき**
  養育監護申立書（民生委員の証明が必要です。）
- **父または母障がいで受給しているとき**
  年金証書（加算がついている場合はその内容が記載されているもの）
  障害者手帳、療育手帳(お持ちの方のみ)
- **公的年金を受給しているとき**
  年金振込通知書（6 月頃に手元に届いています。）
- **遺棄で受給しているとき**
  遺棄申立書（両面記入が必要です。）
- **父または母拘禁で受給しているとき**
  拘禁証明書（令和５年８月１日～令和６年８月１日現在拘禁中ということがわかるものが必要です。年度途中で転所している場合は２通いることもあります。）